八潮市の介護保険の状況

平成14年度の八潮市介護保険状況は、次のとおりです。

保険給付状況

区　分	保険給付額
介護サービス	1,307,415,339円
在宅サービス	568,705,090円
施設サービス	738,710,249円
高額介護(居宅支援)サービス費	8,584,037円
審査支払手数料	2,337,778円
計	1,318,337,154円

要介護認定を受けている方　（単位：人）

	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	63	203	203	136	145	111	861
65歳以上75歳未満	21	52	51	23	26	22	195
75歳以上	42	151	152	113	119	89	666
第2号被保険者	2	23	17	11	11	14	78
総数	65	226	220	147	156	125	939

（平成15年3月末現在）

介護サービスを受けている方（平成15年3月審査分）

①居宅介護(支援)サービスを受けている方　（単位：人）

	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	35	135	134	75	52	42	473
第2号被保険者	1	8	9	5	3	9	35
総数	36	143	143	80	55	51	508

②施設介護サービスを受けている方　（単位：人）

	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	計
第1号被保険者	76	77	39	192
第2号被保険者	5	1	3	9
総数	81	78	42	201

介護サービス給付制限

介護保険料を滞納していると、要介護者となって介護サービスを受ける段階になっても、未納期間に応じて次のような給付制限を受けることになります。

1年以上滞納していると

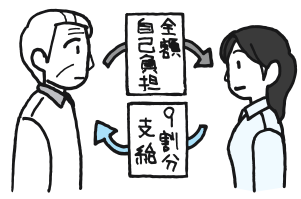

介護サービスを利用するときには、いったん費用の全額が自己負担になり、申請により後から9割分が支給されます。

2年以上滞納していると

一定期間、9割分の保険給付が7割に引き下げられるほか、高額介護サービス費等の支給も受けられなくなります。

1年6カ月以上滞納していると

保険給付分（9割）が差し止められてしまいます。差し止められた保険給付分から、滞納した保険料額が控除されます。

市町村合併を考えるQ&A

Q．合併協議会とはどのようなものですか？

A 合併協議会とは、合併特例法に基づく関係市町村の協議会のことです。その主な目的は、合併の主要な論点について、関係市町村の行政関係者、そして地域の住民の方々が話し合い、大枠の方向案を作っていくことです。つまり、ここでは合併の是か非かということから、新市名・新市役所の位置・合併の期日・合併の方式（対等合併か吸収合併か）・各種事務のすり合わせ（行政サービスの水準や住民負担等についてどうするか）など、あらゆる論点について議論します。

市町村の合併は、合併協議会を設置しなくても、法的には可能です。ただ、事実上、合併するにあたっては、関係市町村の間で調整を必要とする事項が数多くありますので、合併協議会を設置し、合併議論を進めるというのが現実的です。

Q．合併前に合併協議会で新市の内容をすべて決めておかなければいけないのですか？

A 重要な項目、特に事前に、関係市町村の議会の議決が必要な項目については、合併協議会で整理したうえである程度決めておく必要があります。

新市の名称、合併の時期などはいうまでもないことですが、関係市町村の議員の定数および任期の取り扱いをどうするかとか、条例の取り扱い、特別職の職員に関することなど関係市町村の議会の議決を必要とするものについては、合併協議会で合意を得ておく必要があるといえます。しかし、個々のサービス、負担の調整等については、合併協議会で決めておく場合や、新市の行政状況等を踏まえて合併後に検討していくということもあり、その地域の実情を踏まえた対応になります。

したがって、合併協議会ですべて決めないと新市が発足できないということではありません。

問 生涯学習まちづくり推進課 ☎内328

国民健康保険シリーズ③

★被保険者証が変わります！

現在使用されている八潮市国民健康保険証は、9月30日で有効期限が切れますので、10月1日から新しい保険証になります。一般の保険証は、ウグイス色からクリーム色に、退職被保険者の保険証は、ベージュ色からピンク色に変わります。

新しい保険証は、10月1日までに郵送いたします。郵便受けや玄関に表札がないと保険証が配達されない場合もありますので、必ず表札を付けておいてください。特に、アパートやマンションにお住まいの方は、ご自分の玄関ドアに表札を付けてください。

問 国保年金課資格得喪係 ☎内828・829

★保険税を滞納していませんか！

国民健康保険税を滞納している方は、納付を確認した後に保険証を交付します。

なお、次のとおり納税相談を行います。対象の方には、個別に通知します。

完納できない方には、4カ月間有効の短期保険者証を交付します。保険税を滞納すると資格証明書の交付対象になります。

◎納税相談

9月24日㈬（午前8時30分～午後5時15分）・25日㈭（午前8時30分～午後8時）・26日㈮（午前8時30分～午後5時15分）・28日㈰（午前9時～午後3時）

市役所1階国保年金課（⑥番窓口）

問 国保年金課賦課徴収係 ☎内833・834・835・836

国民健康保険被保険者証

有効期限	平成16年9月30日		
記号	099	番号	9999
世帯主 住所	埼玉県八潮市 中央一丁目2番地1		
世帯主 氏名	国保　一郎	男	
	※		
保険者の番号・所在地名称及び印	110346 埼玉県八潮市中央一丁目2番地1 電話 048(996)2111(代) 埼玉県八潮市	一部負担金の割合	3割
交付年月日	平成15年10月1日		

交通事故等、他人による事故で本証を使用する場合は、市役所に至急ご連絡ください。

【クリーム色】

国民健康保険退職被保険者証

有効期限	平成16年9月30日		
記号	099	番号	9999
世帯主 住所	埼玉県八潮市 中央一丁目2番地1		
世帯主 氏名	国保　太郎	男	
	※		
保険者の番号・所在地名称及び印	67110346 埼玉県八潮市中央一丁目2番地1 電話 048(996)2111(代) 埼玉県八潮市	一部負担金の割合	3割
交付年月日	平成15年10月1日		

交通事故等、他人による事故で本証を使用する場合は、市役所に至急ご連絡ください。（1面）

【ピンク色】